



令和7年国勢調査を実施します

回答はかんたん便利なインターネットで!



- 国勢調査は、令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
- 9月下旬頃から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類をお配りしています。
(調査員は、その身分を証明する『国勢調査員証』を携帯しています)
- 回答は、10月8日までに、スマホやパソコンからかんたん便利なインターネットでお願いします。(郵送も可能です)
- 国勢調査は、統計法によって、回答する義務(報告義務)が定められています。
- 回答いただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。
- 国勢調査の結果は、国や地方公共団体だけではなく子育て支援への利用、防災対策への利用、企業等での利用など、わたしたちの身近な暮らしに使われています。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合(5人以上の世帯など)は、平田村の国勢調査担当窓口へご連絡ください。
- 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。

インターネット
回答期間

9/20^(土) ▶ 10/8^(水)

調査票(紙)での
回答期間

10/1^(水) ▶ 10/8^(水)

【インターネット回答の推進】

- ・ 24時間かんたん3ステップ回答
- ・ IDやパスワードの入力は不要、QRコードを読み取ることで簡単にログイン
- ・ 回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているため安心・安全

国勢調査 2025 キャンペーンサイトはこちら



企画商工課 政策情報係 ☎55-3115

令和7年 秋の全国交通安全運動

期 間 令和7年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

《運動スローガン》 見えないを 見えるに変える 反射材

《年間スローガン》 わたります 止まるやさしさ ありがとう

《運動の重点項目》

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



住民課 ☎55-3112

～不法投棄は犯罪です～ 9月は「不法投棄防止強調月間」です。

「不法投棄」 とは？

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反してごみを投棄することを「不法投棄」といいます。

ごみを捨てたり埋めたりするほか、ごみを放置しているような状態（不適正保管）も不法投棄に該当する場合があります。たとえ、自分の土地であっても違法な行為です。

不法投棄が行われると、汚水が地中に染み出し、地下水を汚染するなど環境へ悪影響を及ぼす可能性があります。

不法投棄を行った場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科され、法人に対しては3億円以下の罰金が科されます。



不法投棄を見つけたら通報を！

山間部の空き地や休耕田等に廃棄物を投棄される場合がありますので、不法投棄を発見した場合は、警察や県・村に通報してください。

※不法投棄者に接触することは大変危険ですので、無理な写真撮影や声掛けをしないでください！

問い合わせ・通報先
はこちら

平田村役場 住民課 ☎ 55-3112

福島県県中地方振興局 県民環境部 環境課 ☎ 024-935-1502

9月20日から26日は動物愛護週間です。

～動物は、愛情と責任を持って飼いましょう～

1 犬の正しい飼い方について

- (1) 犬を飼ったら、必ず「登録」と「狂犬病予防注射」を受けましょう。
- (2) 名札、鑑札と注射済票などを犬に装着しましょう。(鑑札、注射済票番号で飼い主がわかります)
※済票の交付を受けてない場合は、役場へ来庁ください。
- (3) 飼い犬を迷子にさせないでください。(リードや首輪の点検を定期的に行いましょう)
- (4) 犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
- (5) ペットが逃げてしまったら、保健所、役場、警察等にすぐ連絡しましょう。

2 猫の正しい飼い方について

- (1) 猫はできるだけ室内で飼いましょう。
- (2) 飼い猫を迷子にさせないでください(名札をつけましょう)。
- (3) 野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。
責任の取れないエサやりはやめてください。



マナーをしっかり守って
飼うようにしましょう。

3 動物がみだりに繁殖しないよう、不妊手術等適切な繁殖制限をしましょう。

4 動物の遺棄・虐待は犯罪です

- (1) 愛護動物を遺棄・虐待した場合 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金。
- (2) 愛護動物を殺傷した場合 ⇒ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金。

5 災害時のペット対策としてキャリーバッグ、フード、水、トイレ用品などを準備しておきましょう。

住民課 ☎55-3112